

令和5年6月29日

東京地方裁判所民事部の概況（令和5年6月期）

民事部所長代行者 佐藤達文

1 民事部の組織及び態勢

- |               |     |
|---------------|-----|
| (1) 部の数、配置人員等 | 第1表 |
| (2) 裁判官の配置状況  | 第2表 |
| (3) 委員会、研究会等  | 第3表 |

2 民事事件の概況

- |  |              |
|--|--------------|
| (1) 通常部の事件の動向                                | 第4表ないし第6表    |
| (2) 専門部及び集中部の事件の動向                           | 第4表及び第5表     |
| (3) 訴訟事件の既済終局別内訳                             | 第7表          |
| (4) 終局区分別の既済件数及び事件割合                         | 第8表          |
| (5) 既済件数に占める合議事件・単独事件の割合                     | 第9表          |
| (6) 訴訟事件判決の上訴率                               | 第1.0表        |
| (7) 未済事件審理期間及び長期未済件数                         | 第1.1表及び第1.2表 |
| (8) 人証調べを実施して対席判決で終局した事件<br>における手続段階別平均期間の推移 | 第1.3表        |
| (9) 第一審通常訴訟事件の判決率・控訴率                        | 第1.4表        |
| (10) 調停の状況                                   | 第1.5表        |

【機密性 2】

令和 5 年 6 月 29 日

民事部概況説明資料

第 1 表	民事部の構成等	1
第 2 表	東京地方裁判所民事部裁判官配置表	3
第 3 表	東京地方裁判所民事部委員会等名簿	5
第 4 表	民事事件の概況	7
第 5 表	通常部・専門部別訴訟事件概況	12
第 6 表	第一審通常訴訟の新受件数の推移	13
第 7 表	訴訟事件の既済終局別内訳	14
第 8 - 1 表	第一審通常訴訟事件終局区分別の既済件数及び事件割合	15
第 8 - 2 表	第一審通常訴訟事件の和解率	16
第 9 表	既済件数に占める合議事件・単独事件の割合	17
第 10 表	訴訟事件判決の上訴率	18
第 11 表	民事訴訟事件未済審理期間	19
第 12 表	民事訴訟事件長期未済件数	20
第 13 表	人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移	21
第 14 表	第一審通常訴訟事件における判決率・控訴率	22
第 15 表	調停の状況	23

## 民 事 部 の 構 成 等 (令和5年5月1日現在)

## 1 部の数

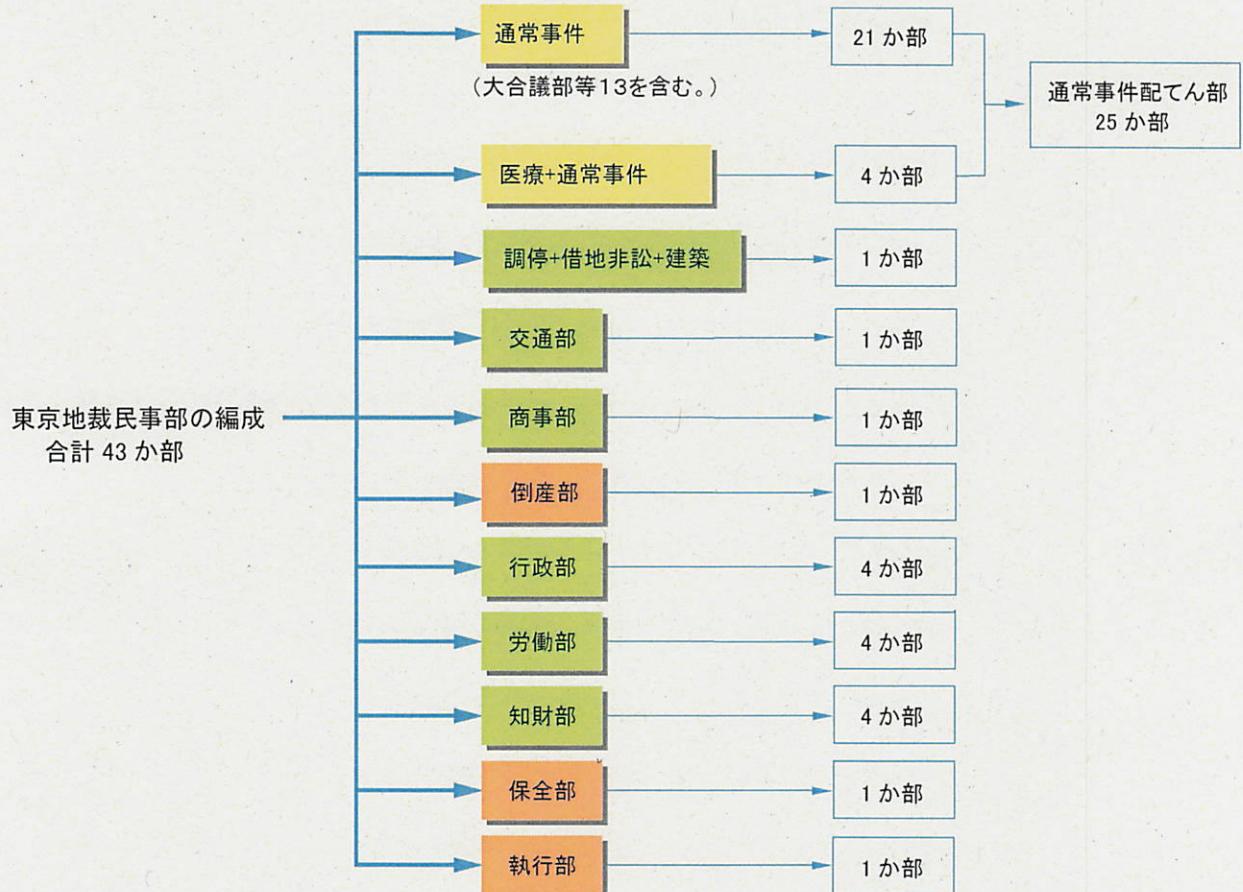
(1) 通常部	25か部 (うち大合議部等13、医療集中部4)
(2) 専門部 (専門部内訳)	18か部 行政4、労働4、商事1、保全1、倒産1、執行1、調停 ・借地非訟・建築1、交通1、知的財産権4
	合計43か部

## 2 配置人員

(1) 裁判官	
ア 判 事	240人 (うち常てん補0人、留学等2人、育休[ ]人)
イ 特例判事補	45人 (うち常てん補0人、留学等4人、育休[ ]人)
ウ 判 事 補	56人 (うち常てん補2人、留学等3人、育休[ ]人)
計	341人
(2) 裁判官以外の職員	
ア 書 記 官	594人
イ 調 査 官	9人
ウ 速 記 官	20人
エ 事 務 官	120人
計	734人
(3) 執 行 官	15人
(4) 民事調停官	13人

第1-2表

## 民事部の構成等



## 東京地方裁判所民事部裁判官配置表

【機密性2】

令和5年5月25日現在

所長代行 佐藤 達文 原吉 義徹 孝郎  
所長代行 佐朝食 委員会

\* 氏名末尾の数字は司法修習の期です。

数字は司法修習の期です。

\* 氏名末尾の数字は司法修習の期です。

担当部(部所在、開廷日) 裁判官 氏名 内線		* 氏名末尾の数字は司法修習の期です。		
第 1 部 通 常 兼 補	(月火水木金) 大 篠 梶 大 栢 渡 寄 田 浦 潤 分 遊 麻 賢 義 多 宏 智 代 治 嗣 子 和 弘 50 49 55 57 63 71	6 部 常 通 部 兼 特例 補	(月火水木金) 正 匡 圭 敏 元 拓 勝 彦 崇 彥 一 史 太 郎 春 也 己 亮 46 53 56 61 62 73 75	
第 2 部 行 政 部 品 片 横 彦 田 瀬 井 田 幸 靖 ま り 恵 男 亮 世 60 48 56 60 68	9 保 部 全 通 部 兼 特例 補	(月火水木金) 朝 作 佐 崇 長 熊 宇 關 武 鈴 桂 長 松 龍 竹 野 高 山 伊 大 館 内 菅 谷 上 岡 川 久 成 内 彦 崇 彥 一 史 太 郎 春 也 己 亮 45 54 57 60 62 73 75		
第 3 部 行 政 部 兼 兼 特例 新 荒 森 大 長 伊 古 工 志 海 賢 义 圭 一 哲 人 邪 63 49 46 57 59 63 69	7 通 部 常 通 部 兼 特例 補	(月火水木金) 倉 田 伯 島 谷 野 富 木 山 橋 本 澤 内 口 木 田 藤 蔵 村 嶺 原 山 村 嶺 烟 野 岡 藤 子 介 き づ 香 里 善 明 敏 新 一 朗 49 53 56 57 61 74		
第 4 部 通 常 兼 補	(月火水木金) 千 恵 子 多 遼 直 優 福 大 岱 君 篠 47 57 61 64 75	8 部 (ビジネス・コート) 事 鈴 朝 笹 丹 足 浅 内 泉 渡 山 伊 松 謙 佳 哲 将 拓 也 秀 朗 克 人 咲 久 治 貴 63 46 45 53 54 57 60 63		
第 5 部 通 常 兼 補	(月火水木金) 洋 わ 久 孝 経 泰 翔 透 嶋 木 山 藤 原 口 尾 47 53 58 60 65 71 75	9 保 部 全 通 部 兼 特例 補	(月火水木金) 高 馬 吉 小 神 萩 水 小 池 三 秀 之 子 二 文 明 紀 郎 南 子 子 憲 諭 勝 大 秀 康 孝 麻 俊 弘 45 54 57 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75	
第 6 部 常 通 部 兼 特例 補	(月火水木金) 野 島 村 西 引 見 野 地 川 本 彦 崇 彥 一 史 太 郎 春 也 己 亮 46 53 56 61 62 73 75	10 通 部 常 通 部 兼 特例 補	(月火水木金) 木 場 岡 松 吉 原 野 西 口 井 己 潤 地 大 二 基 子 輔 樹 勝 大 秀 康 孝 麻 俊 弘 47 55 56 57 58 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75	
第 11 部 常 通 部 兼 特例 補	(月火水木金) 嶋 片 古 池 丹 邦 文 美 健 彦 健 孝 子 悟 48 54 56 64 65 75	12 通 部 常 通 部 兼 特例 補	(月火水木金) 崎 山 市 田 羽 太 郎 逸 彦 幹 早 一 郎 逸 彦 48 56 57 63 64 75	
第 13 通 部 常 通 部 兼 特例 補	(月火水木金) 菌 川 久 賀 倉 山 堂 小 和 古 小 袖 幹 早 一 郎 逸 彦 48 56 57 63 64 75	14 通 部 常 医 療 主 嶋 田 貨 田 舟 庫 己 潤 地 大 二 基 子 輔 樹 勝 大 秀 康 孝 麻 俊 弘 47 55 56 57 58 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75		
第 15 通 部 常 通 部 兼 特例 補	(月火水木金) 吉 嶋 田 利 橋 橋 雲 原 原 上 中 岩 高 毛 高 高 南 松 田 村 澤 長 谷 川 美 友 浩 良 大 平 綾 若 大 稔 45 52 59 62 63 64 66 67 68	16 通 部 常 伊 池 話 池 松 行 稲 橫 北 藤 原 岡 田 山 川 井 山 澤 正 桃 懇 幸 美 雄 怜 太 陸 46 52 56 60 62 64 66 68		
第 17 通 部 常 通 部 兼 特例 補	(月火水木金) 市 吉 北 望 縮 池 佐 渡 遊 今 尾 高 八 斉 平 田 牧 三 矢 蔽 後 山 大 森 古 中 野 町 孝 子 文 美 健 彦 健 孝 子 悟 48 54 56 64 65 75	18 通 部 常 通 部 兼 特例 補	(月火水木金) 原 野 澄 原 向 澄 井 井 人 樹 昭 学 輝 健 裕 直 48 52 57 61 63 65 69	
第 19 労 部 通 部 兼 特例 補	(月火水木金) 原 野 澄 原 向 澄 井 井 人 樹 昭 学 輝 健 裕 直 48 52 57 61 63 65 69	20 通 部 (ビジネス・コート) 吉 嶋 田 利 橋 橋 雲 原 原 上 中 岩 高 毛 高 高 南 松 田 村 澤 長 谷 川 徹 郎 慎 52 45 52 59 62 63 64 66 67 68	第 21 部 執 行 通 部 兼 特例 補	(月火水木金) 民事執行 原 川 鳴 日 引 上 藤 部 見 泉 橋 木 藤 沢 中 野 嵐 嶠 下 藤 田 中 常 野 在 義 健 典 千 朋 裕 太 郎 彦 子 彩 翼 斗 46 54 57 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75
第 22 部 調 停 借 地 非 訟 部 通 部 兼 特例 補	(月火水木金) 建 築 中 島 黒 塚 田 見 島 内 尾 村 口 越 彦 卓 子 喜 助 章 由 佳 尾 史 章 46 52 56 58 61 62 65 68 69	第 23 部 民 事 調 裁 (火) (金) (水) (木) (月) (火) (金) (水)	第 24 部 調 停 借 地 非 訟 部 通 部 兼 特例 補	(月火水木金) 史 み 太 介 行 地 吾 也 子 一 剛 子 博 ゲ 太 駆 伸 雄 廣 大 翔 眞 敏 造 48 53 57 60 63 65 66 68 69

令和5年5月25日現在

担当部(部所在、開廷日) 裁判官氏名内線		* 氏名末尾の数字は司法修習の期です。 * 下線のついている曜日は合議の開廷日です。													
第23部(月火水木金) 通常部 兼 補	武小新竹川 部松城中口 知秀博輝 大士順碧 子74 48 56 63 74	第27部(月火水木金) 交通部 菊平伊千村大戸佐鳴松倉林 久馨和一史 智健悠穂由正 池山東葉松野取藤本鋪 大鈴下伊松関津鶯 洋わか美至正士太弥 志53 58 60 65 71 75	第31部(月火水木金) 通常部 金澤山堀阿近増長加北 澤田田内保藤子橋藤岡 秀久兼元賢紗由正 慧登美子 行正 猪徳紗 61 62 63 64 67	第36部(月火水木金) 労働部 川野橋川田木部 理哲 慧央裕泰 秀久兼元賢紗由正 46 51 56 58 61 63 66 69	第41部(月火水木金) 通部 澤田田内保藤子橋藤岡 樹文司城祐世一 城祐世 60 63 66 69	第46部(月火水木金) (ビジネス・コート) 知的財産権部 柴杉仲 義時憲 基史62 明61 62	第47部(月火木) (ビジネス・コート) 知的財産権部 杉小久吉 正五雄弘 大平65 66	第48部(月火水木金) 常通部 須賀田井郷 下瀬内井川元原崎岡 弘記亮 元彩秀厚 二郎文彦 71 74 75	第49部(月火水木金) 常通部 大澤酒原東 杜貝堀中安味矢高山 74 75	第50部(月火水木金) 常通部 中村諸谷園谷前百紅矢 心広介之 61 62 63 74 75	第51部(火木金) 行政部 村田岡地田池川瀬林崎 宣慎愛恵智孟 46 56 61 63 67 75	第52部(月火水木金) 常通部 口岡屋川居 野諸久小森鳥 47 54 58 60 61 62 63 74 75	第53部(月火水木金) 常通部 澤山内田橋木堀木畑本 行健城児幹二子太代平子 45 54 56 57 59 62 65 72 74 75	第54部(月火水木金) 常通部 澤山内田橋木堀木畑本 知元健貞洋瑞宏百涼梨容 45 54 56 57 59 62 65 72 74 75	第55部(月火水木金) 常通部 澤山内田橋木堀木畑本 行健城児幹二子太代平子 45 54 56 57 59 62 65 72 74 75
第24部(月火水木金) 通常部 兼 補	嶋木山藤原 口尾 47 53 58 60 65 71 75	第32部(月火水木金) 通常部 坂目寺遠松野後野原 本代岡藤井口藤松 37 47 53 54 55 59 61 62 63 64 67	第37部(月火水木金) 通常部 下瀬内井川元原崎岡 弘記亮 元彩秀厚 二郎文彦 71 74 75	第42部(月火水木金) 通常部 大澤酒原東 杜貝堀中安味矢高山 74 75	第43部(月火水木金) 通常部 本古安行廣藤田石本 74 75	第44部(月火水木金) 通常部 飛片堀金高村小黒川宮 74 75	第45部(月火水木金) 通常部 佐貝堀中安味矢高山 74 75	第46部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 行健城児幹二子太代平子 45 54 56 57 59 62 65 72 74 75	第47部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 知元健貞洋瑞宏百涼梨容 45 54 56 57 59 62 65 72 74 75	第48部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 行健城児幹二子太代平子 45 54 56 57 59 62 65 72 74 75	第49部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 宣慎愛恵智孟 46 56 61 63 67 75	第50部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 宣慎愛恵智孟 46 56 61 63 67 75	第51部(火木金) 行政部 幸大道思帆音 47 55 57 62 70	第52部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 宣慎愛恵智孟 46 56 61 63 67 75	
第25部(月火水木金) 通常部 兼 特 補	片坂宮小高熊關鈴堀高織 野本崎松見谷正 60 61 62 63 65 73 73	第28部(月火水木金) 通常部 清大遠安宮堂安三上 水竹藤部川 藤並田 知恵人 54 55 59 62 66 73 74	第33部(月火水木金) 労働部 伊別筈根前金高大 74 75 76 77 78 79 80	第38部(月火水木金) 行政部 野原烟田築 74 75 76 77 78 79 80	第40部(月火木) (ビジネス・コート) 知的財産権部 島田賀池 74 75 76 77 78 79 80	第53部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 行健城児幹二子太代平子 45 54 56 57 59 62 65 72 74 75	第54部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 宣慎愛恵智孟 46 56 61 63 67 75	第55部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 宣慎愛恵智孟 46 56 61 63 67 75	第56部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 宣慎愛恵智孟 46 56 61 63 67 75	第57部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 宣慎愛恵智孟 46 56 61 63 67 75	第58部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 宣慎愛恵智孟 46 56 61 63 67 75	第59部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 宣慎愛恵智孟 46 56 61 63 67 75	第60部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 宣慎愛恵智孟 46 56 61 63 67 75		
第26部(月火水木金) 通常部 兼 特 補	水竹藤部川 藤並田 知恵人 54 55 59 62 66 73 74	第29部(月火水金) (ビジネス・コート) 知的財産権部 文49 充58 薰62 71	第34部(月水木金) 通常部 文49 充58 薰62 71	第39部(月火水木金) 通常部 佐貝堀中安味矢高山 74 75 76 77 78 79 80	第41部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 行健城児幹二子太代平子 45 54 56 57 59 62 65 72 74 75	第50部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 宣慎愛恵智孟 46 56 61 63 67 75	第51部(火木金) 行政部 幸大道思帆音 47 55 57 62 70	第52部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 宣慎愛恵智孟 46 56 61 63 67 75	第53部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 宣慎愛恵智孟 46 56 61 63 67 75	第54部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 宣慎愛恵智孟 46 56 61 63 67 75	第55部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 宣慎愛恵智孟 46 56 61 63 67 75	第56部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 宣慎愛恵智孟 46 56 61 63 67 75	第57部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 宣慎愛恵智孟 46 56 61 63 67 75	第58部(月火水木金) 通常部 澤山内田橋木堀木畑本 宣慎愛恵智孟 46 56 61 63 67 75	
(公開D.I.) 書記官室5721-3135		(公開D.I.) 書記官室5721-3135													

◎ 常置委員会		◎ 簡裁判事研さん関係委員会		◎ 新合議態勢検討委員会		◎ 審理充実事務検討委員会	
所長代行者	判事	文秀一郎	水庄知恵子	所長代行者	秀彦記守子	所長代行者	朝飛片野
〃	〃	9	古大淳	☆ 26	人亮嗣彦	☆ 9	新吉三日根味池
常置委員	〃	18	高千水	☆ 43	克明基二孝	☆ 44	谷岡田向本元田
〃	〃	1	見葉橋	☆ 22	保桃敬義	〃	倉澤野谷
〃	〃	11	橋村岡	☆ 25	匡将浩孝	〃	新吉三日根味池
〃	〃	22	志成岡	☆ 27	健太郎	〃	田小菊火佐植福竹鈴尾森池
〃	〃	32	松井伊山	☆ 36	一巖一哉	〃	和小松坂山星藤海鈴森
特例判補	8	藤川勇	判補	7	敬勇	〃	地川藤木與下木山本田田又本倉岸野原野木田
〃	〃	34	9	9	哉	〃	又本倉岸野原野木田
◎ 事務分配調整委員会		◎ 法科大学院関係委員会		◎ デジタル推進委員会		◎ 情報処理システム検討委員会 〔審理充実への扉〕管理運用担当	
委員	所長代行者	文秀二郎	朝堂綿水	委員	所長代行者	秀夫樹子	委員
〃	〃	9	引野	☆ 18	☆ 9	千恵子	判事
〃	〃	21	太郎	☆ 6	史子	正弘	〃
〃	〃	20	輔	☆ 12	太郎	保桃敬	〃
〃	〃	36	雅賢	☆ 25	之輔	義匡	〃
〃	判事	35	隆伸	☆ 49	雅賢	将浩孝	〃
〃	〃	44	仲大友	☆ 51	洋順智	康文	〃
〃	〃	16	新太郎	9	智	健雅	〃
〃	〃	12	怜	7	理	賢洋	〃
〃	〃	42	吉田	16	百	弘陸	〃
◎ 司法修習生指導連絡委員会		サポート		特例判補		特例判補	
委員	判事	30	田中	地崎	判補	判補	判補
〃	〃	男	吉澤	崎嶠	9	1	9
〃	〃	17	部	横館	16	16	16
〃	〃	23	田島	横川	23	26	26
〃	〃	1	掛口	織	25	43	43
〃	〃	6	豊昌	三袖	25	44	44
〃	〃	4	彩	本矢	12	12	12
〃	〃	32	浩太郎	18	18	26	26
〃	〃	37	洋政	43	43	43	43
〃	〃	43	谷	49	佳希啓	百	百
◎ 新任判事補研さん関係委員会		◎ プラクティス委員会		◎ 情報処理システム検討委員会 〔審理充実への扉〕管理運用担当		◎ 情報処理システム検討委員会 〔審理充実への扉〕管理運用担当	
委員	判事	☆ 16	伊藤	佐藤	委員	所長代行者	委員
〃	〃	49	藤村	倉木	所長代行者	秀夫樹子	判事
〃	〃	7	谷	主	☆ 9	千恵子	〃
〃	〃	2	井	岡	☆ 8	正弘	〃
〃	〃	12	場	代	☆ 14	秀也	秀夫樹子
〃	〃	16	井	見立	☆ 12	行地	千恵子
〃	〃	20	稻	股田	27	馨理	正弘
〃	〃	23	高	賀田	32	理郎	秀夫樹子
〃	〃	27	南	賀田	6	太郎	千恵子
〃	〃	31	竹	雲中	8	人子	正弘
〃	〃	43	伊	東子	11	毅太郎	秀夫樹子
特例判補	3	増廣	瀬	瀬	11	尋穎	千恵子
〃	〃	11	佐々	木	15	太郎	正弘
〃	〃	12	鬼	頭	40	朋忠	秀夫樹子
※ 氏名の前の数字は所属部を示す。		首席書記官		首席書記官		首席書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		次席書記官		次席書記官		次席書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		訟廷副管理官		訟廷副管理官		訟廷副管理官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		訟廷副管理官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官		主任書記官		主任書記官	
* ☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。		主任書記官					

## 東京地方裁判所民事部委員会等名簿

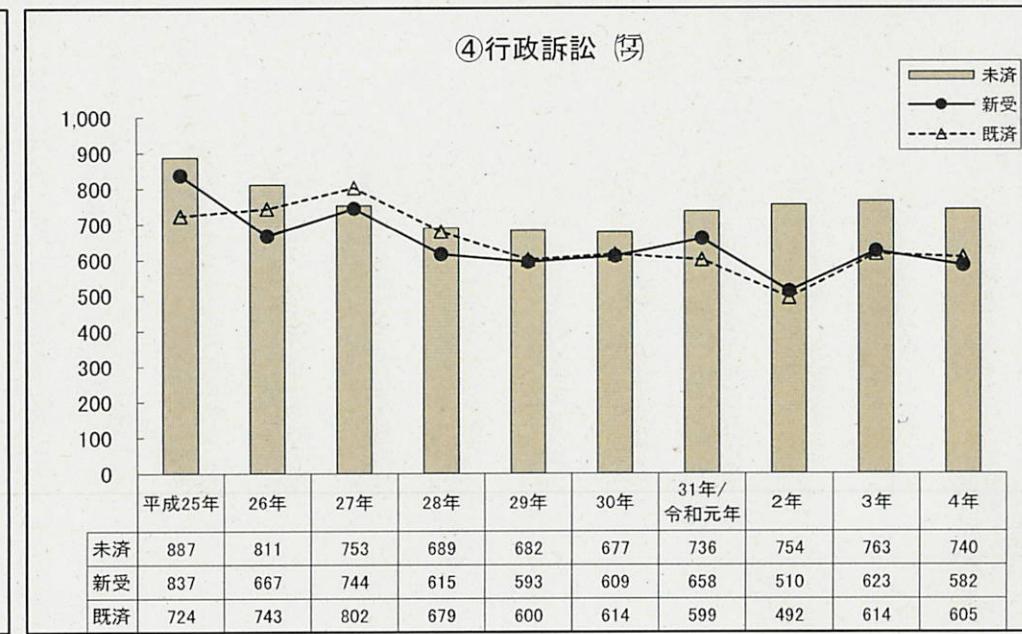
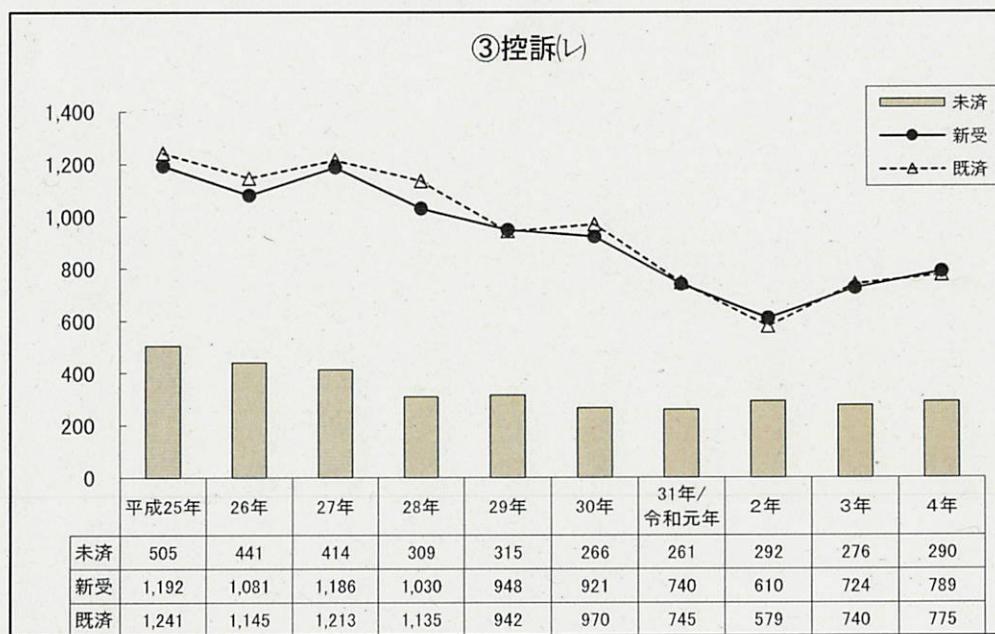
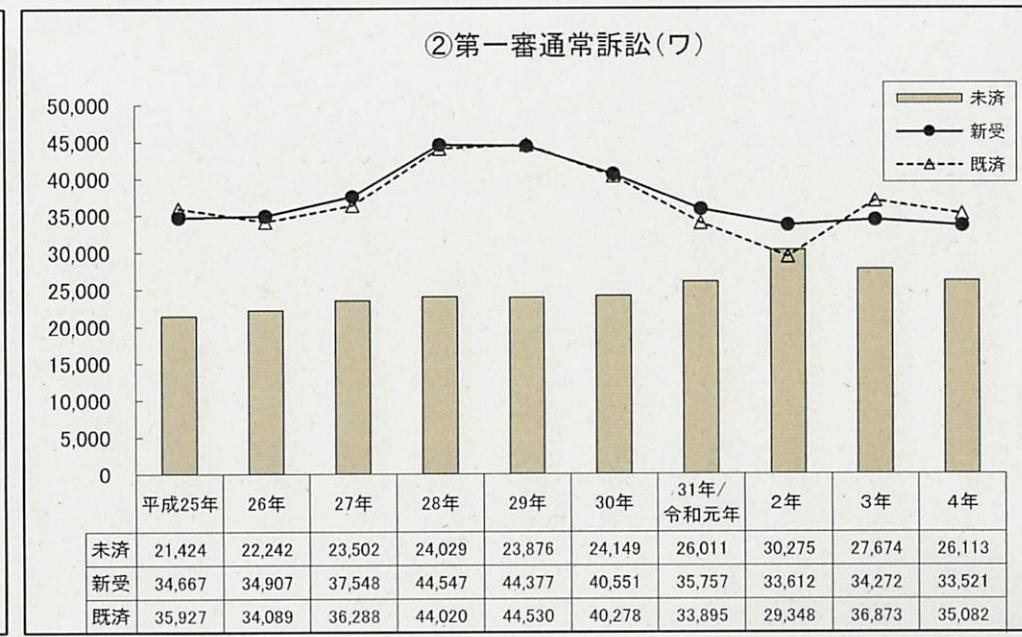
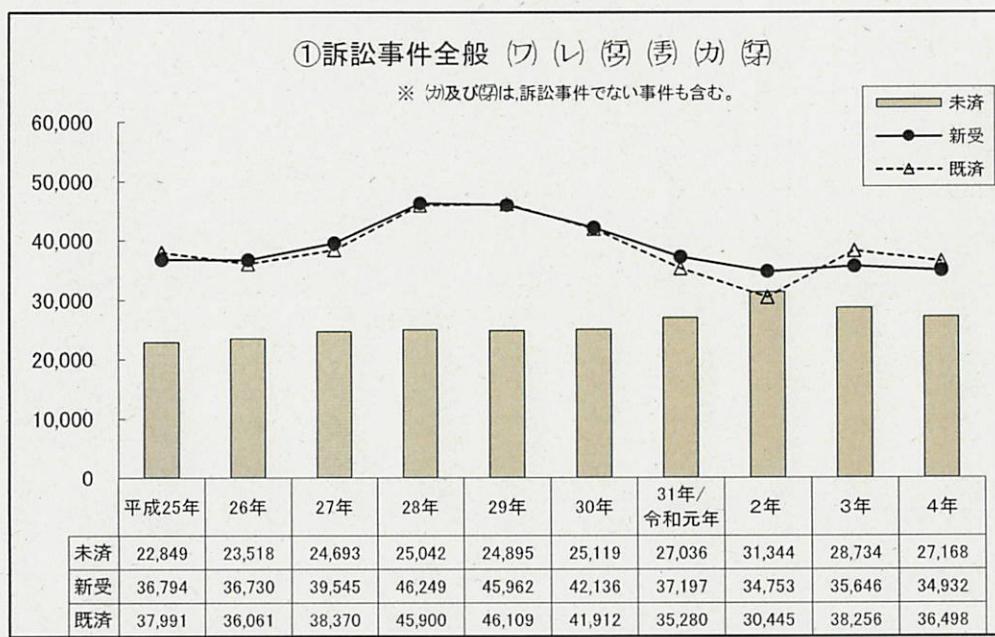
令和5年4月1日現在

<b>(◎) 専門委員制度検討委員会</b>																						
委員	所長代行者	9	朝	倉	佳	秀	大須賀	之昭	由正	樹敬忠	紀子											
"	判事	☆ 22	田	中	一次	彦郎	瀬部	みどり	真	浩恵一彥	一彥											
"	"	15	堀	田	隆吉	文人	本原	論学	順輝則	幸浩平	幸浩平											
"	"	29	國	分	吉直	之貴子	井橋	美美奈	良和俊	伸二	伸二											
"	"	3	依	島	悠彩	治史史	上田川	央人方	俊	史健宏	史健宏											
"	"	4	君	田嶋	謙	史之一	瀬	玲地	和俊	史明	史明											
"	"	8	山	嶋取	嵩	浩一	渡松	裕浩若	聰朝	雄人	雄人											
"	"	14	川	戸仲	順	徳則	塩中	佳秀	照	照	照											
"	特例判補	27	内川	内川佐	荒佐	司男織	高村木安	太彰昌	同課長補佐	吉野元	元											
"	"	46	越	藤井	晃	元礼繁	百澤三	泰涼	警務課長													
"	次席書記官	22	藤	藤井	孝元	香織	高海川	見涼直	同課長補佐													
"	訟廷管理官	"					川瀬	雅瑞	人事課長													
"	総務課課長補佐	"					富澤野本	樹生繪篤	経理課長													
"	主任書記官	"					捧高野吉	橋呂井	用度課長													
<b>(◎) アクセス推進委員会</b>																						
委員	判事	☆ 42	大須賀	之昭	由正	樹敬忠	藤野	伊片	由正	樹敬忠	紀子											
"	"	19	瀬部	みどり	"	真	野川	鎌火	正真	忠浩惠	一彥											
"	"	8	本原	論学	"	順輝則	武木藤與下井野谷	大植佐福	順輝則	幸浩平	一彥											
"	"	9	井橋	美美奈	"	良和俊	中高村木安	竹荒浅坪	良和俊	伸二	伸二											
"	"	19	上田川	央人方	"	聰朝	百澤三	関曾鷺	聰朝	史健宏	史健宏											
"	"	20	瀬	玲地	"	照	高海川	三小日	照	史明	史明											
"	"	20	渡松	裕浩若	"	雄人	見涼直	日天岡	雄人	明	雄人											
"	"	36	塩中	佳秀	"	繁	雅瑞	岡	繁	雄人	雄人											
"	"	37	高村木安	太彰昌	"	香織	樹生繪篤	片岩	香織	忠	忠											
"	特例判補	49	木安	泰涼	"	篤	橋呂井	岡	篤	浩	浩											
"	"	20	百澤三	直	"	篤		片岩	篤	一	一											
"	"	35	高海川	雅瑞	"	篤		岡	篤	伸	伸											
"	判補	25	見涼直	樹生繪篤	"	篤		片岩	篤	宏	宏											
"	"	30	雅瑞	橋呂井	"	篤		岡	篤	伸	伸											
"	"	44	捧高野吉		"	篤		片岩	篤	伸	伸											
"	主任書記官	"																				
<b>(◎) 証拠保全・収集処分検討委員会</b>																						
委員	所長代行者	9	朝	倉	佳	秀	田島	義基哲	幸正	人樹慎	人樹慎											
"	判事	☆ 12	高	木島	勝亨	己卓文	本瀬利	明至	正	樹慎	樹慎											
"	"	22	名	島	博美	湖子	毛栗黑	朗亮哉	順	樹慎	樹慎											
"	"	9	長原	伊	愉理	光子	原木口	哉保太	勝未	樹慎	樹慎											
"	"	42	原伊	和川	義裕	己子	口藤井	五	勝未	樹慎	樹慎											
"	特例判補	9	藤田	小土	倫理	創子	倉塚	圭宏	則隆	樹慎	樹慎											
"	"	14	越川	加北	季	大恵	崎嶠	五	則隆	樹慎	樹慎											
"	"	30	屋	植林	勝	人子	藤中	圭直	則隆	樹慎	樹慎											
"	判補	6	藤岡	勝	櫻	創子	後山	祐太郎	則隆	樹慎	樹慎											
"	"	14	岡	又	櫻	大恵	祐	彦	則隆	樹慎	樹慎											
"	"	31	岡	田	櫻	人子	祐	彩斗	則隆	樹慎	樹慎											
"	"	31	岡	木	櫻	憲	祐	斗	則隆	樹慎	樹慎											
"	次席書記官	"																				
"	訟廷副管理官	"																				
"	主任書記官	"																				
<b>(◎) 国際・経済関係委員会</b>																						
幹事	判事	☆ 46	柴中	田島	義基哲	明至	岡片	幸正	人樹慎	人樹慎	人樹慎											
"	"	40	笹片	本瀬利	友志宏	朗亮哉	岩	正	樹慎	樹慎	樹慎											
"	"	8	毛栗黑	原木口	五	哉保太	片岩	順	樹慎	樹慎	樹慎											
"	"	2	小伊龟	口藤井	圭直	太	岡	勝未	樹慎	樹慎	樹慎											
"	"	20	小伊龟	倉塚	圭直	太郎	片岩	則隆	樹慎	樹慎	樹慎											
"	"	38	小伊龟	崎嶠	祐達	彦	岡	則隆	樹慎	樹慎	樹慎											
"	"	44	小伊龟	藤中	祐達	彩斗	片岩	則隆	樹慎	樹慎	樹慎											
"	特例判補	47	小伊龟	後山	祐	斗	岡	則隆	樹慎	樹慎	樹慎											
"	"	8	小伊龟	祐	彦	斗	片岩	則隆	樹慎	樹慎	樹慎											
"	"	19	小伊龟	祐	彦	斗	岡	則隆	樹慎	樹慎	樹慎											
"	判補	18	小伊龟	祐	彦	斗	片岩	則隆	樹慎	樹慎	樹慎											
"	"	21	小伊龟	祐	彦	斗	岡	則隆	樹慎	樹慎	樹慎											
"	"	21	小伊龟	祐	彦	斗	片岩	則隆	樹慎	樹慎	樹慎											
"	"	21	小伊龟	祐	彦	斗	岡	則隆	樹慎	樹慎	樹慎											
"	"	21	小伊龟	祐	彦	斗	片岩	則隆	樹慎	樹慎	樹慎											
"	幹事	判補	21	小伊龟	祐	彦	斗	岡	則隆	樹慎	樹慎											
"	"	"	小伊龟	祐	彦	斗	片岩	則隆	樹慎	樹慎	樹慎											
"	"	"	小伊龟	祐	彦	斗	岡	則隆	樹慎	樹慎	樹慎											
"	"	"	小伊龟	祐	彦	斗	片岩	則隆	樹慎	樹慎	樹慎											
"	"	"	小伊龟	祐	彦	斗	岡	則隆	樹慎	樹慎	樹慎											
<b>(◎) 刑事関係委員会</b>																						
委員	判事	☆ 51	柴中	田島	義基哲	明至	岡片	幸正	人樹慎	人樹慎	人樹慎											
"	"	19	中	本瀬利	友志宏	朗亮哉	岩	正	樹慎	樹慎	樹慎											
"	"	20	笹片	原木口	五	哉保太	片岩	順	樹慎	樹慎	樹慎											
<b>(◎) 保存記録選定委員会</b>																						
委員	判事	☆ 3	柴中	田島	義基哲	明至	岡片	幸正	人樹慎	人樹慎	人樹慎											
"	"	12	中	本瀬利	友志宏	朗亮哉	岩	正	樹慎	樹慎	樹慎											
"	"	43	中	原木口	五	哉保太	片岩	順	樹慎	樹慎	樹慎											
"	首席書記官	"																				
"	次席書記官	"																				
"	総務課長	"																				
<b>(◎) 民事・家事関係裁判官協議会</b>																						
幹事	判事	☆ 25	柴中	田島	義基哲	明至	岡片	幸正	人樹慎	人樹慎	人樹慎											
"	"	22	中	本瀬利	友志宏	朗亮哉	岩	正	樹慎	樹慎	樹慎											
<b>(◎) 選書等指導裁判官</b>																						
委員	判事	☆ 51	柴中	田島	義基哲	明至	岡片	幸正	人樹慎	人樹慎	人樹慎											
"	"	16	中	本瀬利	友志宏	朗亮哉	岩	正	樹慎	樹慎	樹慎											
<b>(◎) 裁判長連絡会</b>																						
幹事	2か部裁判長持ち回り																					
<b>(◎) 民事懇話会</b>																						
2部、3部及び4部が幹事部																						
<b>(◎) 民事研究会</b>																						
幹事	所長代行者及び常置委員が兼務																					

\*氏名の前の数字は所属部を示す。

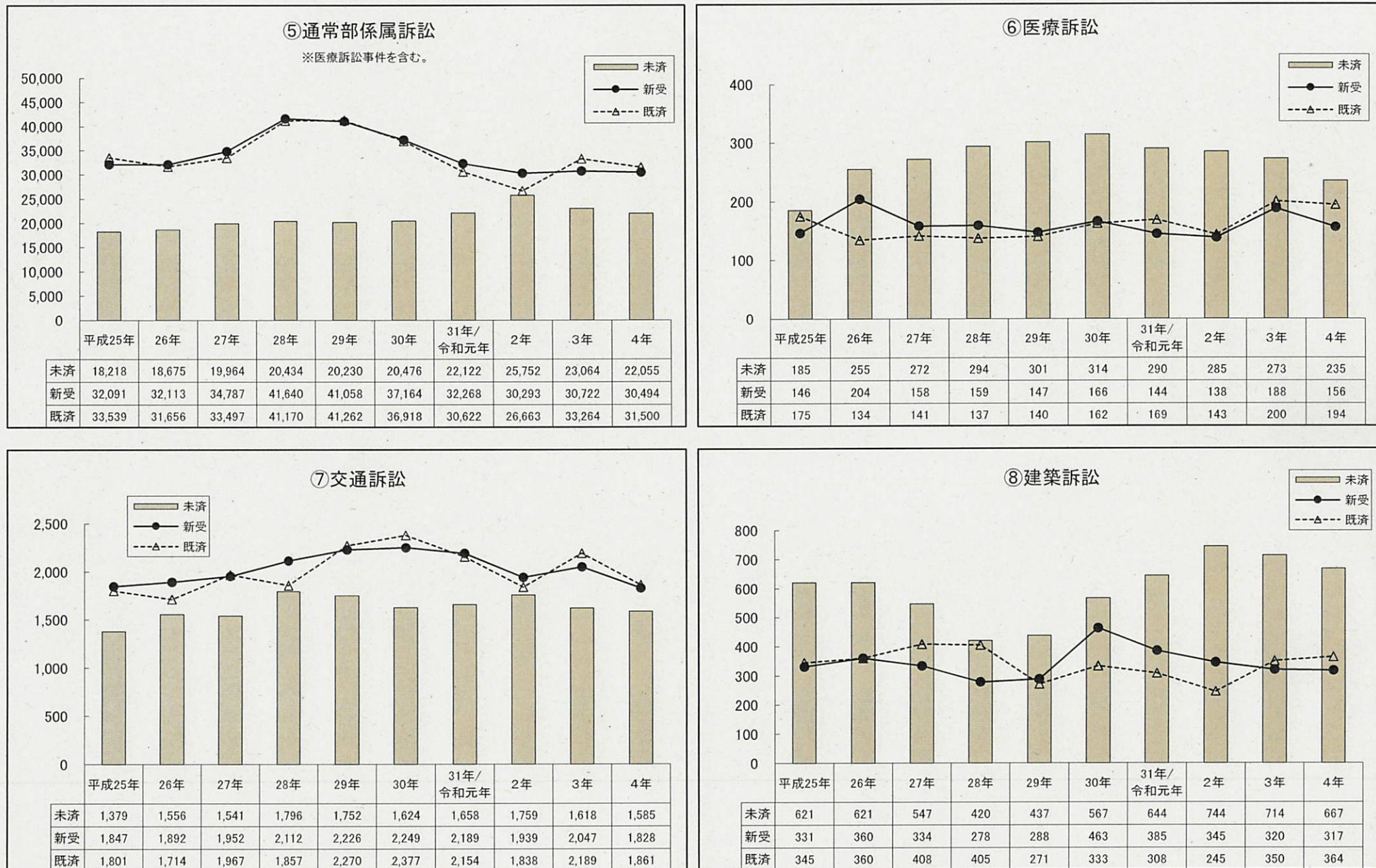
\*☆は、常置委員会以外の委員会における統括者を示す。

# 民事事件の概況



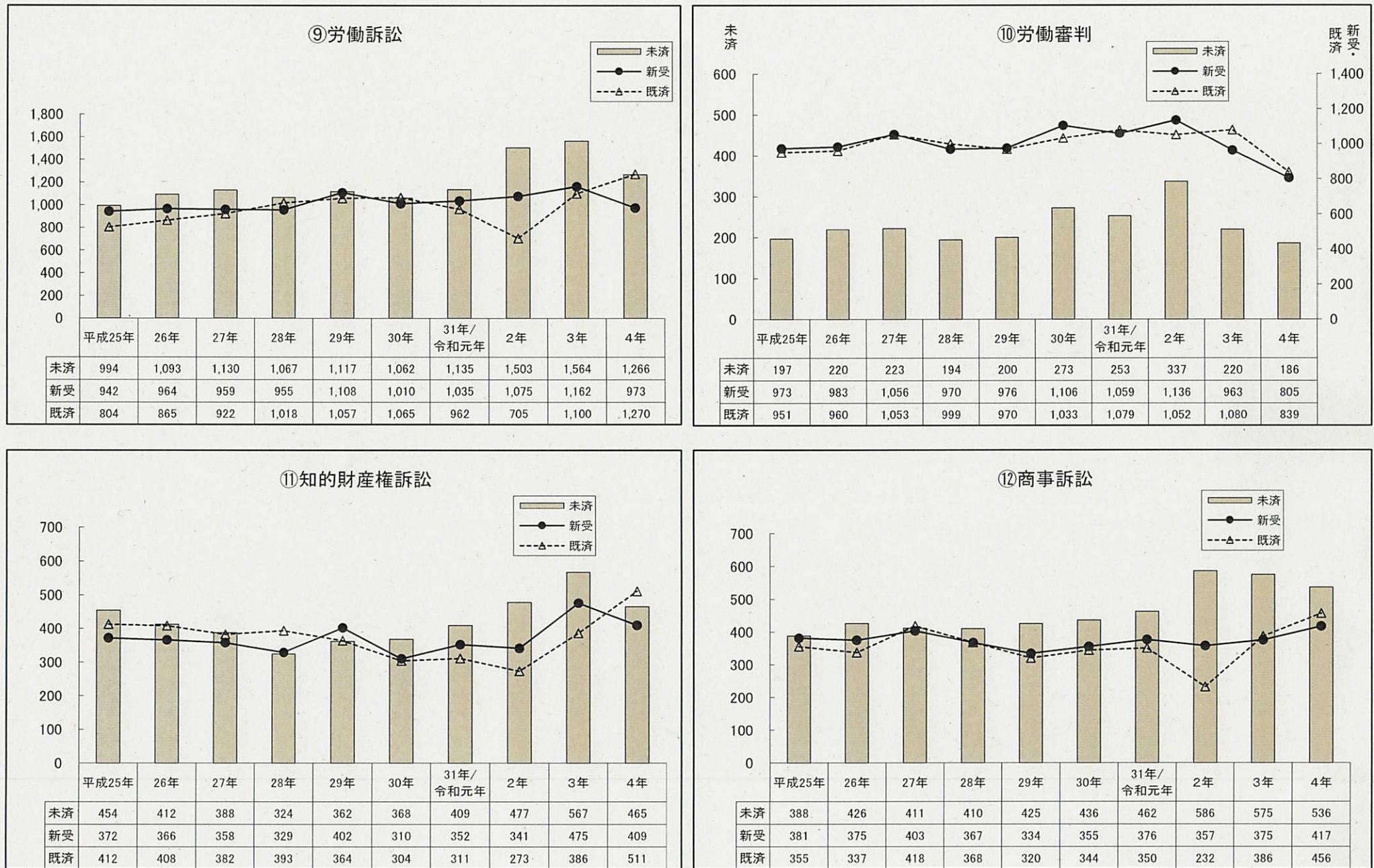
(注)本資料中の数値はいずれも概数である。

## 【機密性2】

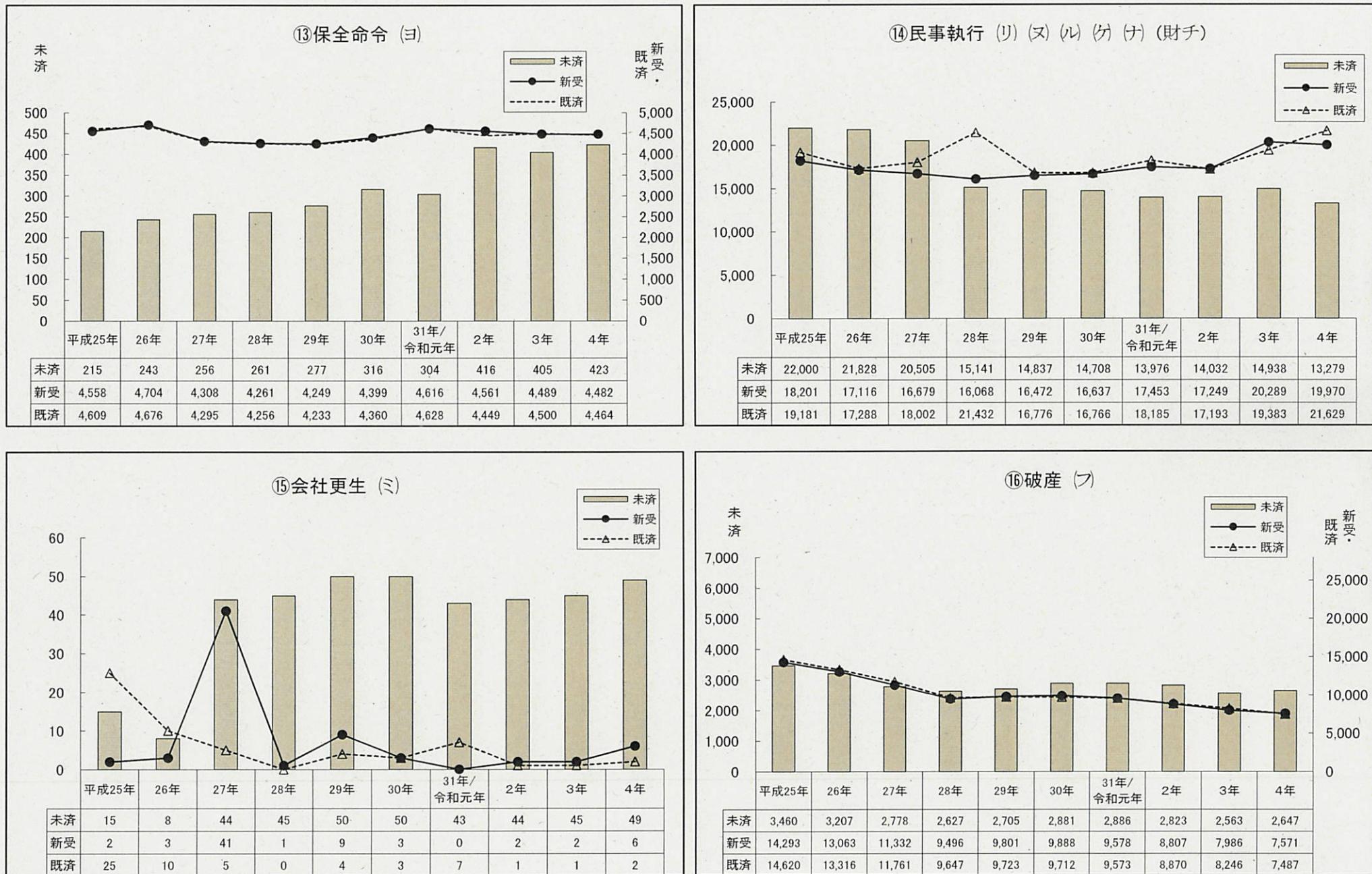


(注)本資料中の数値はいずれも概数である。

## 【機密性2】

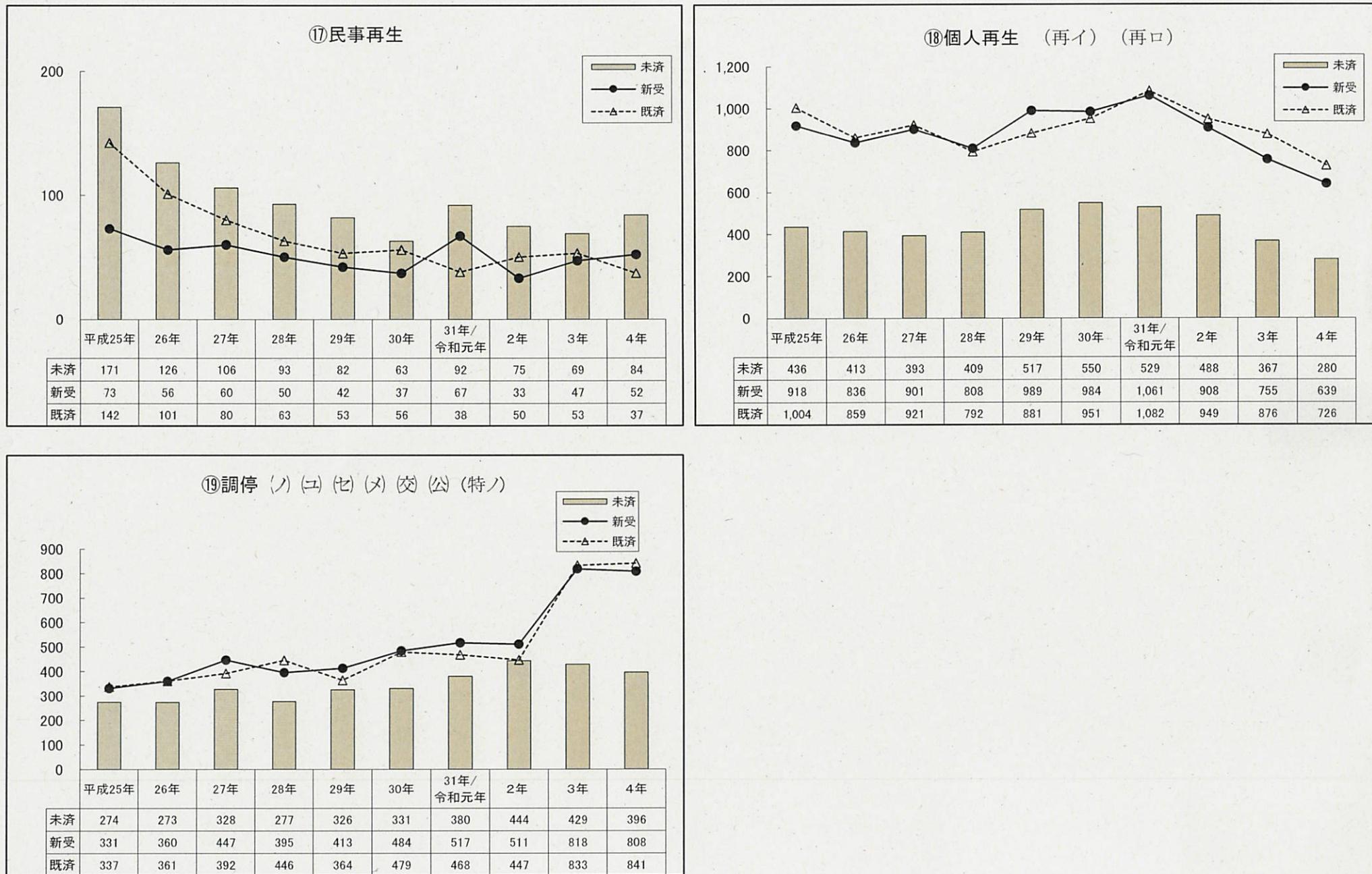


(注)本資料中の数値はいずれも概数である。



(注)本資料中の数値はいずれも概数である。

【機密性2】



(注)本資料中の数値はいずれも概数である。

## 通常部・専門部別訴訟事件概況

【機密性2】

年次 区分 部	R2						R3						R4								
	受 理			既 濟	未 濟	未済のうち		受 理			既 濟	未 濟	未済のうち		受 理			既 濟	未 濟	未済のうち	
	旧 受	新 受	合 計			合議事件	5年超え 長期未済	旧 受	新 受	合 計			合議事件	5年超え 長期未済	旧 受	新 受	合 計			合議事件	5年超え 長期未済
通常	21,995	30,293	52,288	26,663	25,618	4,707 (18.4%)	165	25,609	30,722	56,331	33,264	23,068	4,521 (19.6%)	201	23,064	30,494	53,558	31,500	22,055	4,618 (20.9%)	223
行政 (2、3、38、51部)	655	461	1,116	465	651	651	9	651	560	1,211	577	634	634	10	633	522	1,155	536	620	620	12
手 形 (8部)	5	3	8	3	5	0 (0.0%)	0	5	2	7	3	4	0 (0.0%)	0	4	1	5	1	4	0 (0.0%)	0
商 事 (8部)	462	357	819	232	586	69 (11.8%)	5	586	375	961	386	575	81 (14.1%)	11	575	417	992	456	536	65 (12.1%)	10
労 働 (11、19、33、36部)	1,133	1,075	2,208	705	1,503	299 (19.9%)	0	1,503	1,162	2,665	1,100	1,565	326 (20.8%)	0	1,564	973	2,537	1,270	1,266	287 (22.7%)	1
建 築 (22部)	645	336	981	231	750	79 (10.5%)	4	750	313	1,063	346	717	99 (13.8%)	6	717	316	1,033	364	669	110 (16.4%)	6
交通損害等 (27部)	1,658	1,939	3,597	1,837	1,760	181 (10.3%)	0	1,760	2,047	3,807	2,189	1,618	160 (9.9%)	0	1,618	1,828	3,446	1,861	1,585	151 (9.5%)	0
知的財産権 (29、40、46、47部)	409	341	750	273	477	477	1	478	475	953	386	567	567	0	567	409	976	511	465	465	3
合 計	26,962	34,805	61,767	30,409	31,350	6,463	184	31,342	35,656	66,998	38,251	28,748	6,388	228	28,742	34,960	63,702	36,499	27,200	6,316	255

(注)

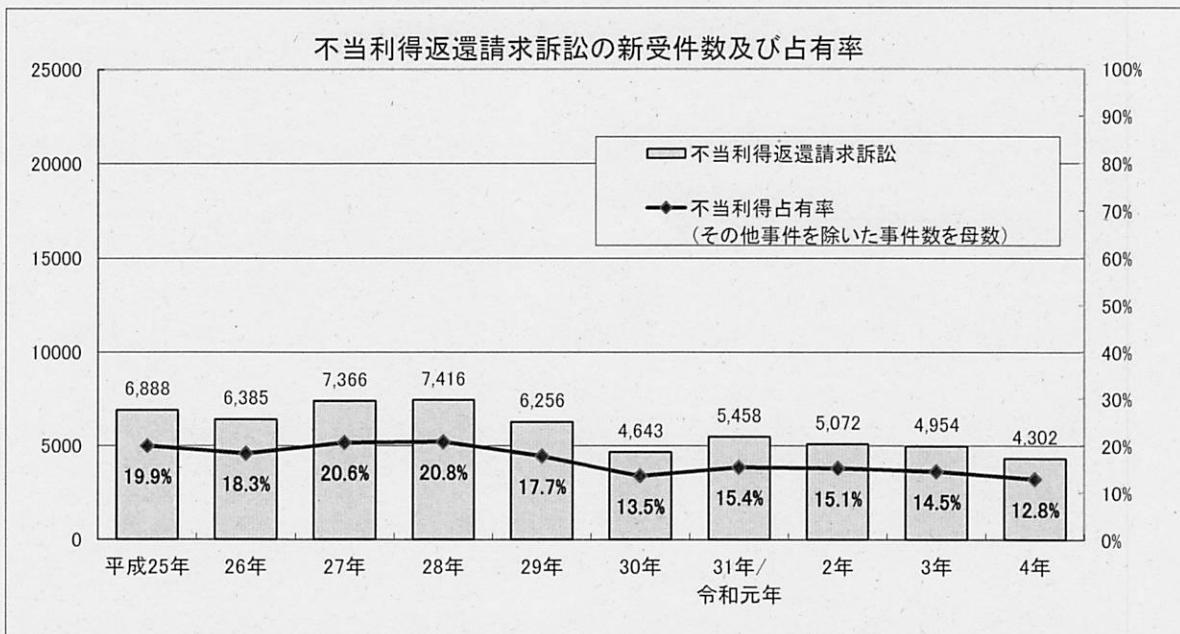
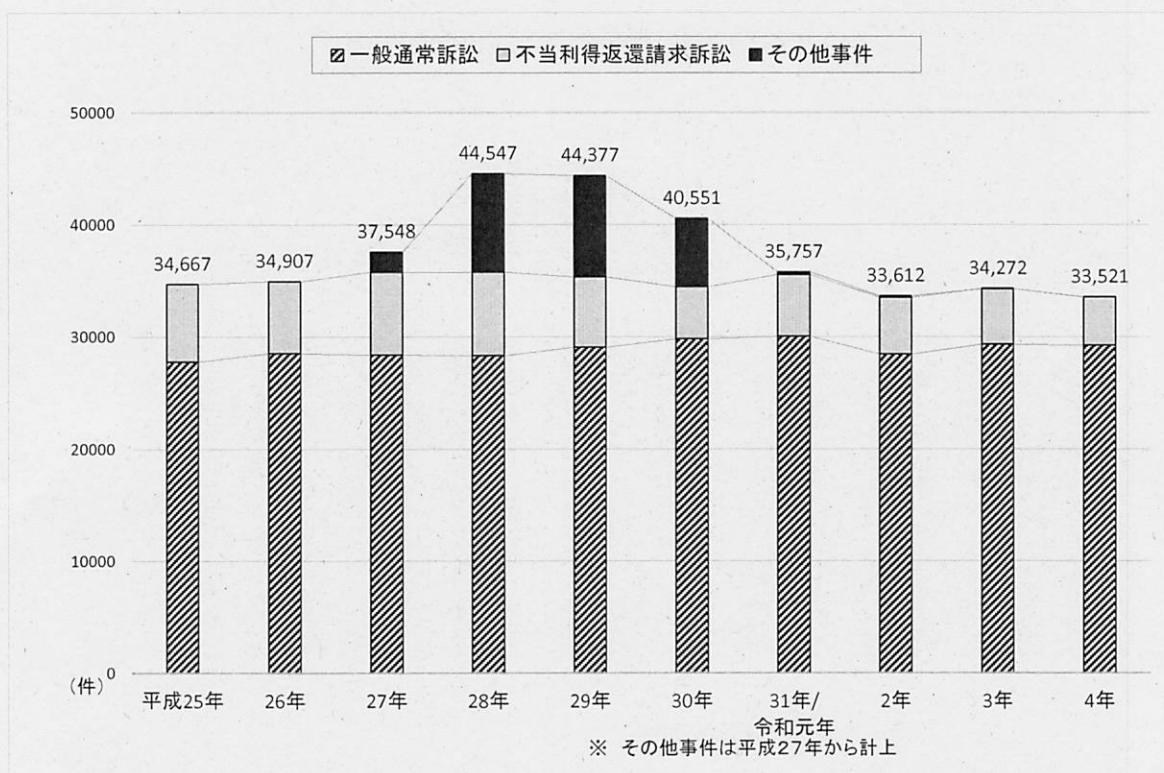
- 1 「新受」=(配てん数)±(配てん移動)
- 2 「通常」欄の件数は、1、4~7、12、14~18、23、25、26、30~32、34、35、37、42~44、49、50部(計25か部)の件数の総計である。
- 3 「通常」欄の件数は医療訴訟事件を含む。
- 4 本資料中の数値はいずれも概数である。

【機密性2】

第6表

## 第一審通常訴訟の新受件数の推移

	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年/ 令和元年	2年	3年	4年
第一審通常訴訟(ワ)	34,667	34,907	37,548	44,547	44,377	40,551	35,757	33,612	34,272	33,521
うち その他事件			1,810	8,814	9,057	6,107	247	127	5	0
うち 不当利得返還請求訴訟	6,888	6,385	7,366	7,416	6,256	4,643	5,458	5,072	4,954	4,302
一般通常訴訟	27,779	28,522	28,372	28,317	29,064	29,801	30,052	28,413	29,313	29,219
「その他事件」を除いた事件中の不当利得占有率	19.9%	18.3%	20.6%	20.8%	17.7%	13.5%	15.4%	15.1%	14.5%	12.8%



(注) 本資料中の数値はいずれも概数である。

【機密性2】

## 訴訟事件の既済終局別内訳

第7表

年次	終局別 事件別	判決								小計	決定	命令	その他			小計	合計			
		第一審				控訴							和解	取下げ	その他					
		認容	棄却	却下	その他	棄却	取消	却下	その他											
R2	(フ) 第一審通常	11,213	1,443	67	6					12,729	192	138	9,793	6,060	399	16,252	29,311			
	(サ) 行政	39	219	67	1					326	5	42	4	112	3	119	492			
	(シ) 手形・小切手	2	0	0	0					2	0	0	0	1	0	1	3			
	(レ) 控訴					141	57	1	1	200	2	9	203	159	6	368	579			
	(カ) (サ) 再審(訴訟)	1	0	0	0					1	14	5	0	4	0	4	24			
	合 計	11,255	1,662	134	7	141	57	1	1	13,258 (43.6%)	213	194	10,000 (32.9%)	6,336 (20.8%)	408	16,744	30,409			
R3	(フ) 第一審通常	13,568	2,163	95	5					15,831	244	297	13,814	6,211	471	20,496	36,868			
	(サ) 行政	51	289	113	2					455	11	46	4	92	6	102	614			
	(シ) 手形・小切手	2	0	0	0					2	0	0	1	0	0	1	3			
	(レ) 控訴					192	78	2	1	273	0	17	229	212	9	450	740			
	(カ) (サ) 再審(訴訟)	1	0	0	0					1	20	0	2	1	2	5	26			
	合 計	13,622	2,452	208	7	192	78	2	1	16,562 (43.3%)	275	360	14,050 (36.7%)	6,516 (17.0%)	488	21,054	38,251			
R4	(フ) 第一審通常	13,855	2,210	103	13					16,181	213	274	11,946	6,093	377	18,416	35,084			
	(サ) 行政	46	290	123	0					459	3	41	6	66	30	102	605			
	(シ) 手形・小切手	1	0	0	0					1	0	0	0	0	0	0	1			
	(レ) 控訴					205	73	1	4	283	0	18	226	240	8	474	775			
	(カ) (サ) 再審(訴訟)		2							2	15	10	1	3	3	7	34			
	合 計	13,902	2,502	226	13	205	73	1	4	16,926 (46.4%)	231	343	12,179 (33.4%)	6,402 (17.5%)	418	18,999	36,499			

(注)

1 「(フ)第一審通常」欄の件数は、専門部に配てんされた通常事件を含む。

2 「判決 小計」欄、「和解」欄及び「取下げ」欄の括弧内の割合は、既済事件数全体に占める各割合を示したものである。

3 本資料中の数値はいずれも概数である。

## 第一審通常訴訟(ワ)事件終局区分別の既済件数及び事件割合

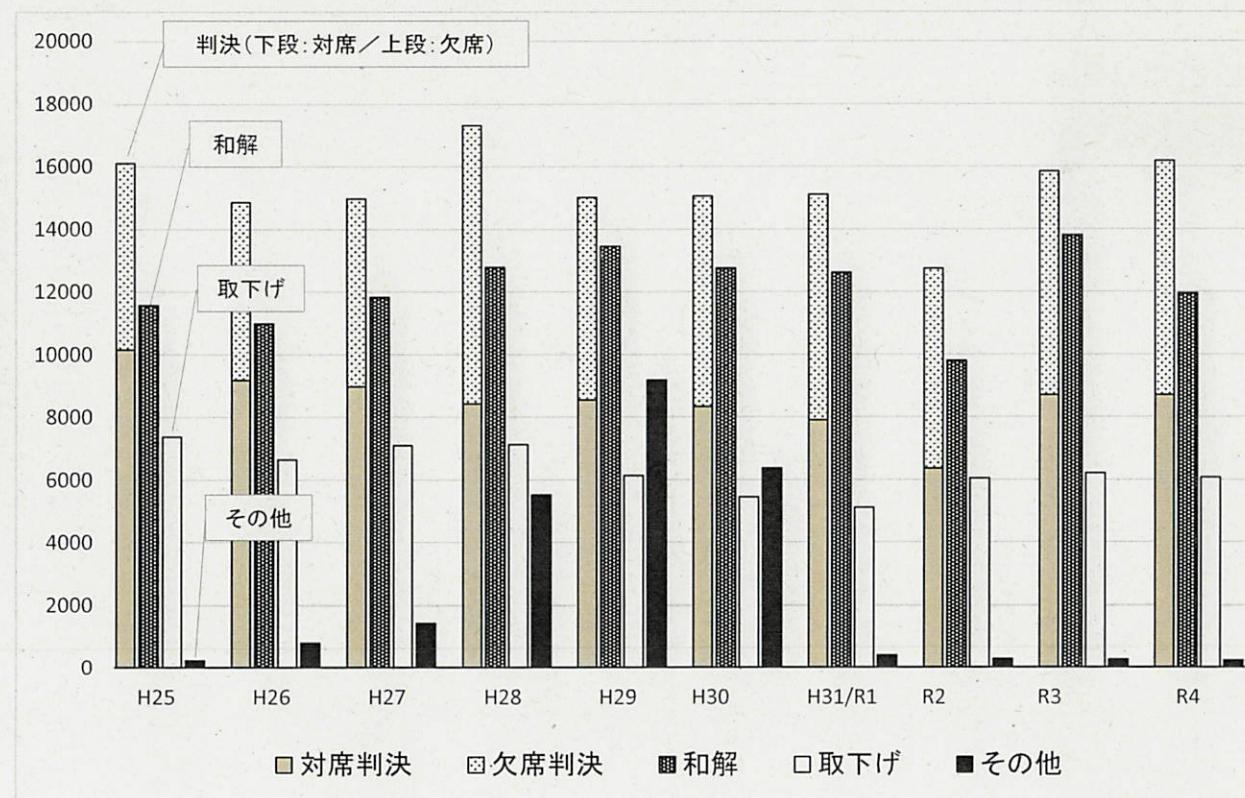
	既済合計	判決		決定		命令		和解		放棄		認諾		取下げ		その他	
平成25年	35,927	16,121	44.9%	257	0.7%	220	0.6%	11,562	32.2%	54	0.2%	93	0.3%	7,379	20.5%	241	0.7%
26年	34,089	14,869	43.6%	243	0.7%	401	1.2%	10,989	32.2%	68	0.2%	66	0.2%	6,654	19.5%	799	2.3%
27年	36,288	14,969	41.3%	273	0.8%	561	1.5%	11,822	32.6%	50	0.1%	86	0.2%	7,103	19.6%	1,424	3.9%
28年	44,020	17,316	39.3%	254	0.6%	862	2.0%	12,778	29.0%	75	0.2%	78	0.2%	7,130	16.2%	5,527	12.6%
29年	44,530	15,027	33.7%	264	0.6%	312	0.7%	13,453	30.2%	60	0.1%	87	0.2%	6,142	13.8%	9,185	20.6%
30年	40,278	15,073	37.4%	246	0.6%	255	0.6%	12,749	31.7%	62	0.2%	53	0.1%	5,458	13.6%	6,382	15.8%
31年/令和元年	33,895	15,122	44.6%	270	0.8%	249	0.7%	12,615	37.2%	64	0.2%	50	0.1%	5,127	15.1%	398	1.2%
2年	29,348	12,748	43.4%	194	0.7%	138	0.5%	9,807	33.4%	52	0.2%	63	0.2%	6,054	20.6%	292	1.0%
3年	36,872	15,841	43.0%	244	0.7%	297	0.8%	13,805	37.4%	130	0.4%	73	0.2%	6,212	16.8%	270	0.7%
4年	35,082	16,186	46.1%	213	0.6%	274	0.8%	11,945	34.0%	68	0.2%	84	0.2%	6,088	17.4%	224	0.6%

## ▼対席判決・欠席判決

	対席		欠席	
平成25年	10,157	63.1%	5,943	36.9%
26年	9,184	61.8%	5,673	38.2%
27年	8,987	60.0%	5,979	40.0%
28年	8,429	48.7%	8,872	51.3%
29年	8,556	57.0%	6,462	43.0%
30年	8,339	55.4%	6,721	44.6%
31年/令和元年	7,906	52.3%	7,203	47.7%
2年	6,372	50.0%	6,370	50.0%
3年	8,711	55.0%	7,125	45.0%
4年	8,709	53.8%	7,464	46.2%

※民事1部～51部に係属する(ワ)事件を対象としている。

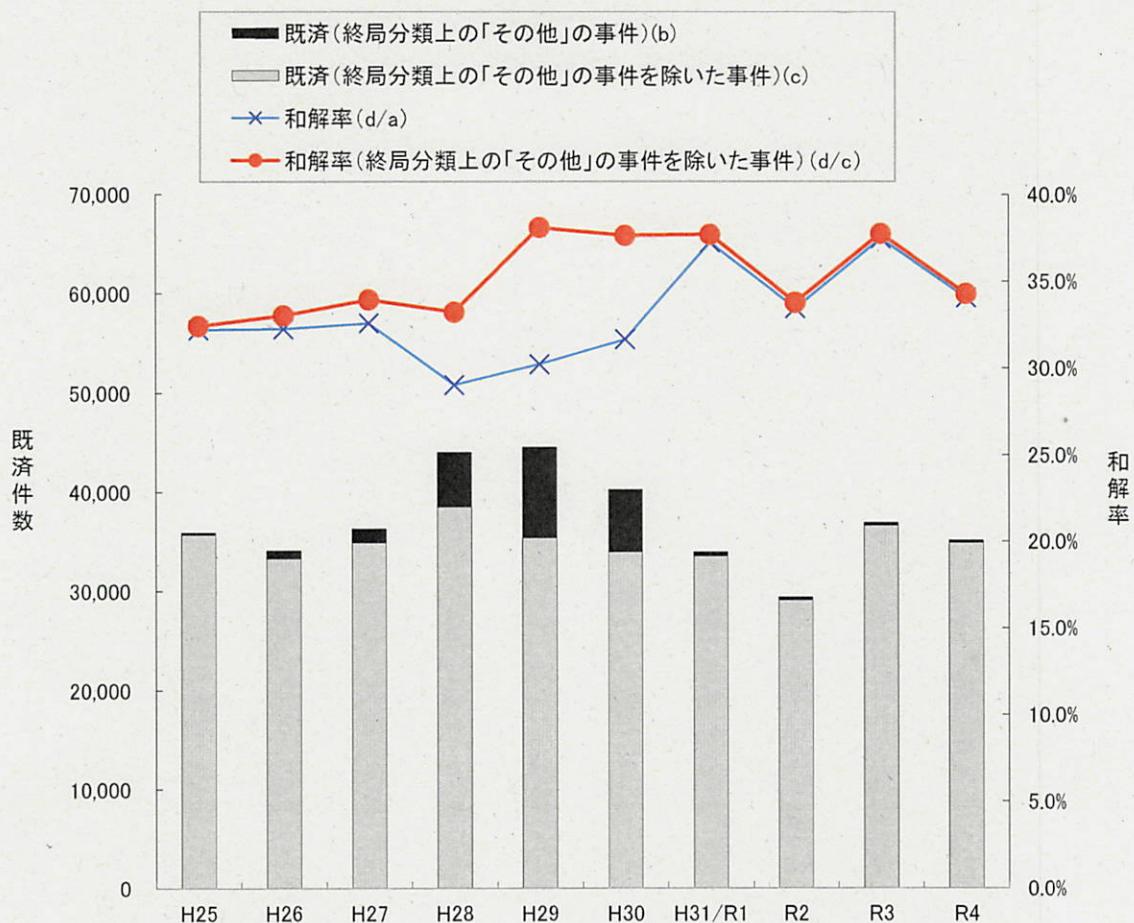
※本資料中の数値はいずれも概数である。



【機密性2】

第8-2表

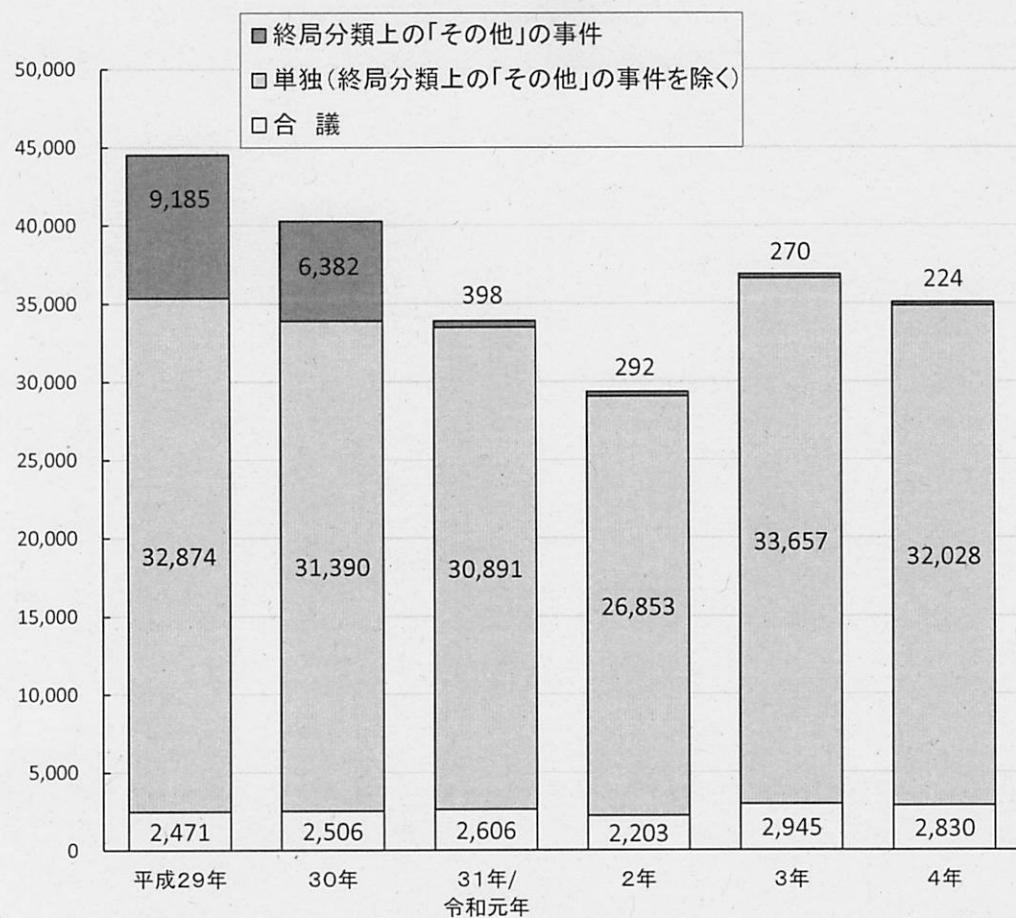
## 第一審通常訴訟(ワ)事件の和解率



	既済総数 (a)	うち 終局分類上 の「その他」 の事件(b)	うち 終局分類上 の「その他」 の事件 を除いた事件 (c=a-b)	和解により終 局した事件 (d)	和解率 (d/a)	終局分類上の「そ の他」の事件を除 いた事件における 和解率
						(d/c)
平成25年	35,927	241	35,686	11,562	32.2%	32.4%
26年	34,089	799	33,290	10,989	32.2%	33.0%
27年	36,288	1,424	34,864	11,822	32.6%	33.9%
28年	44,020	5,527	38,493	12,778	29.0%	33.2%
29年	44,530	9,185	35,345	13,453	30.2%	38.1%
30年	40,278	6,382	33,896	12,749	31.7%	37.6%
31年/令和元年	33,895	398	33,497	12,615	37.2%	37.7%
2年	29,348	292	29,056	9,807	33.4%	33.8%
3年	36,872	270	36,602	13,805	37.4%	37.7%
4年	35,082	224	34,858	11,945	34.0%	34.3%

(注) 本資料中の数値はいずれも概数である。

## 第一審通常訴訟(ワ)事件既済件数に占める合議事件・単独事件の割合



	平成29年	30年	31年/ 令和元年	2年	3年	4年
既済総数	44,530	40,278	33,895	29,348	36,872	35,082
うち 終局分類上の「その他」の事件	9,185	6,382	398	292	270	224
実質既済数	35,345	33,896	33,497	29,056	36,602	34,858
合議数	2,471	2,506	2,606	2,203	2,945	2,830
実質合議率	7.0%	7.4%	7.8%	7.6%	8.0%	8.1%
通常事件既済数(その他事件を除いた数)	31,280	29,704	29,279	25,775	32,245	30,499
うち 合議数	1,809	1,692	1,770	1,514	2,071	1,733
合議率	5.8%	5.7%	6.0%	5.9%	6.4%	5.7%

※ 通常事件は、通常部及び医療部に係属する(ワ)事件を対象とし、医療事件、商事事件、労働事件、建築事件、交通事件及び知的財産事件を含まない。

※ 本資料中の数値はいずれも概数である。

【機密性2】

## 訴訟事件判決の上訴率

第10表

年次 事件別	R2			R3			R4		
	判決言渡件数	上訴件数	上訴率	判決言渡件数	上訴件数	上訴率	判決言渡件数	上訴件数	上訴率
(ワ)(イ) 通常、手形・小切手	12,729	1,973	15.5%	15,831	2,798	17.7%	16,181	2,985	18.4%
(イ) 行政	326	181	55.5%	455	190	41.8%	459	234	51.0%
(レ) 控訴	200	67	33.5%	273	85	31.1%	283	74	26.1%
(カ)(イ) 再審(訴訟)	1	1	100.0%	1	0	0.0%	2	0	0.0%
合 計	13,256	2,222	16.8%	16,560	3,073	18.6%	16,925	3,293	19.5%

(注)

- 1 本庁1部から51部係属の(ワ)、(手ワ)、(行ウ)、(レ)、(カ)及び(行オ)全事件を対象としている(商事、労働、医療、建築、交通及び知財事件を含む。)。
- 2 「判決言渡件数」欄の件数は、数件の事件について1個の裁判書で言い渡された場合でも、各事件数を計上している。
- 3 「上訴件数」欄の件数は、1件の判決に対して双方が控訴した場合、又は相当当事者がそれぞれ控訴した場合には、各控訴件数を計上している。
- 4 「(ワ)(イ)通常、手形・小切手」欄の手形・小切手事件の件数は、通常移行した手形・小切手事件を計上している。
- 5 本資料中の数値はいずれも概数である。

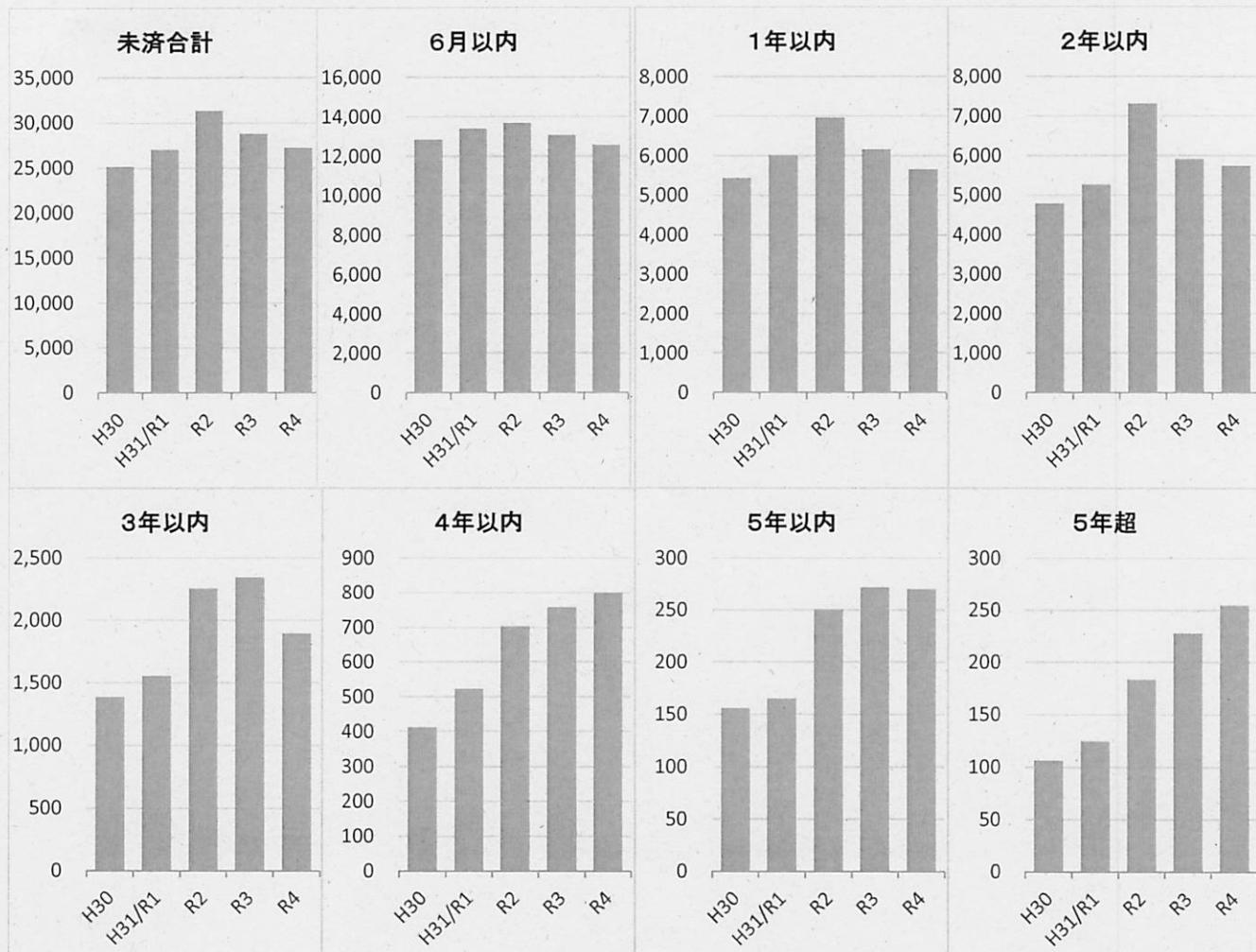
# 民事訴訟事件未済審理期間

※ (ワ)、(専)、(専)、(レ)、(カ)、(専)を対象としている。

事項 年次	未済件数	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年超	審理期間 延月数	平均月数
		(×3)	(×9)	(×18)	(×30)	(×42)	(×54)	(×84)		
H30	25,122	12,844	5,433	4,787	1,384	412	156	106	249,747	9.94
H31/R1	27,046	13,396	6,016	5,268	1,553	523	165	125	277,122	10.25
R2	31,350	13,678	6,961	7,315	2,257	704	251	184	361,641	11.54
R3	28,748	13,059	6,162	5,923	2,347	757	272	228	337,293	11.73
R4	27,192	12,581	5,650	5,741	1,896	799	270	255	318,369	11.71

(注) 1 審理期間延月数は、各件数に「事項」欄記載の「(×数字)」を乗じて算出したものの合計である。  
 2 本資料中の数値はいずれも概数である。

## ▶未済期間別対比

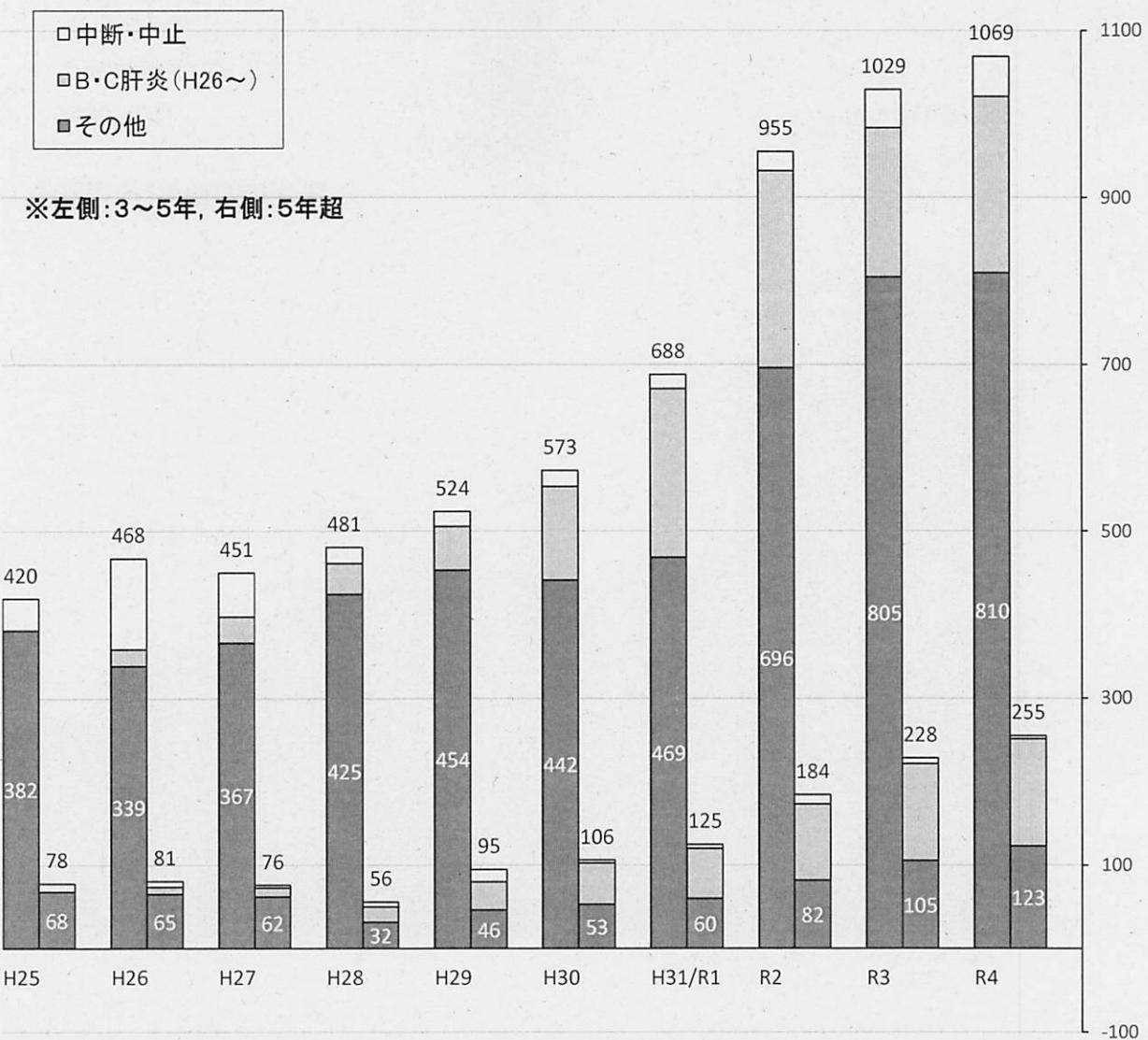


【機密性2】

## 民事訴訟事件長期未済件数

第12表

※ (ワ)、(専)、(専)、(レ)、(カ)、(専)を対象としている。



	未済件数 (全体)	3~5年			計	5年超			未済件数 (3年超)
		中断・中止	B・C肝炎	その他		中断・中止	B・C肝炎	その他	
平成25年	22,847	38		382	420	10		68	78 498
26年	23,505	109	20	339	468	7	9	65	81 549
27年	24,619	53	31	367	451	3	11	62	76 527
28年	25,030	19	37	425	481	6	18	32	56 537
29年	24,896	18	52	454	524	15	34	46	95 619
30年	25,122	19	112	442	573	3	50	53	106 679
31年/令和元年	27,046	17	202	469	688	5	60	60	125 813
2年	31,350	23	236	696	955	11	91	82	184 1,139
3年	28,748	46	178	805	1,029	7	116	105	228 1,257
4年	27,192	48	211	810	1,069	4	128	123	255 1,324

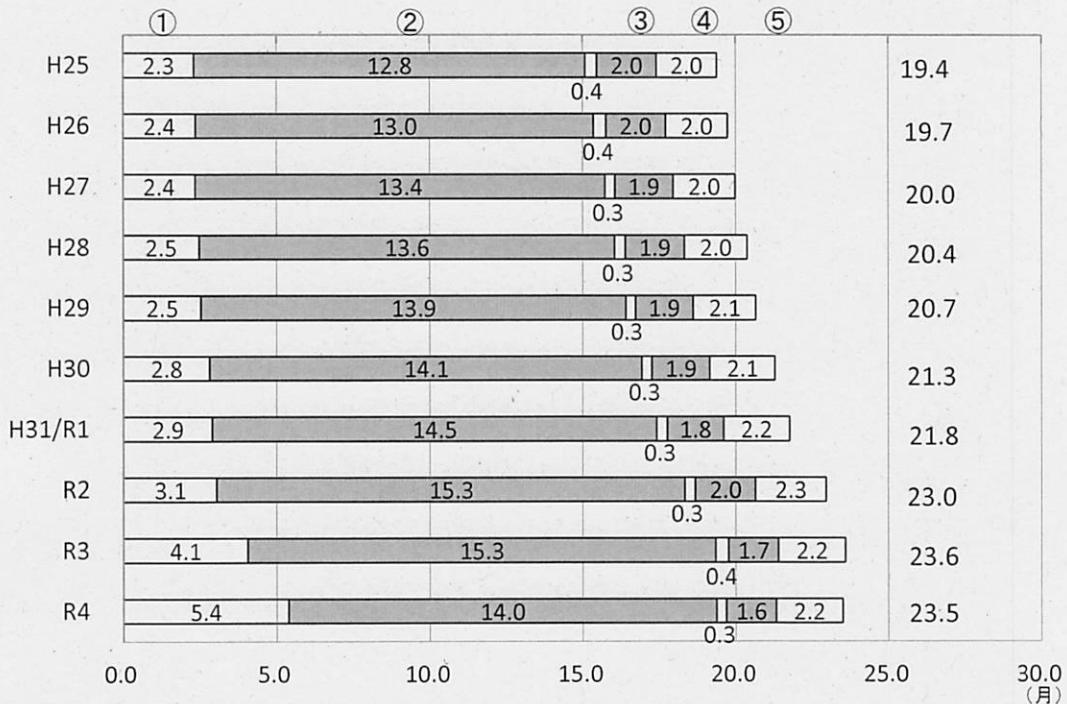
(注) 本資料中の数値はいずれも概数である。

## 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移

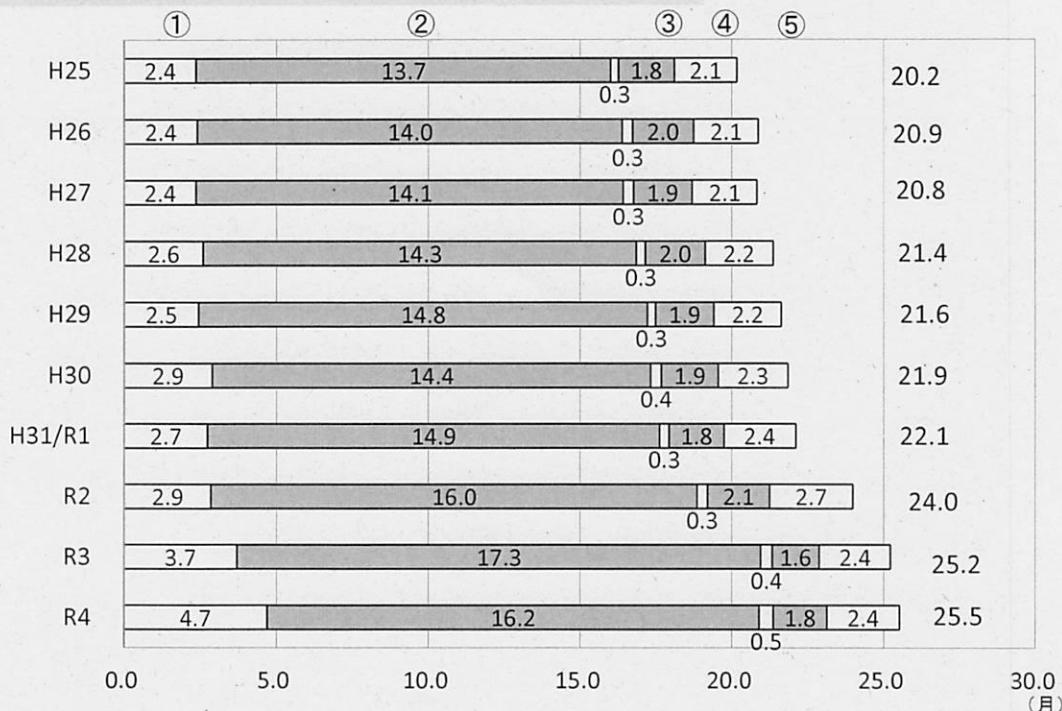
グラフ左から

- ①訴え提起から第一回口頭弁論 ②第一回口頭弁論から人証調べ開始  
 ③人証調べ開始から人証調べ終了 ④人証調べ終了から口頭弁論終結 ⑤口頭弁論終結から判決言渡し

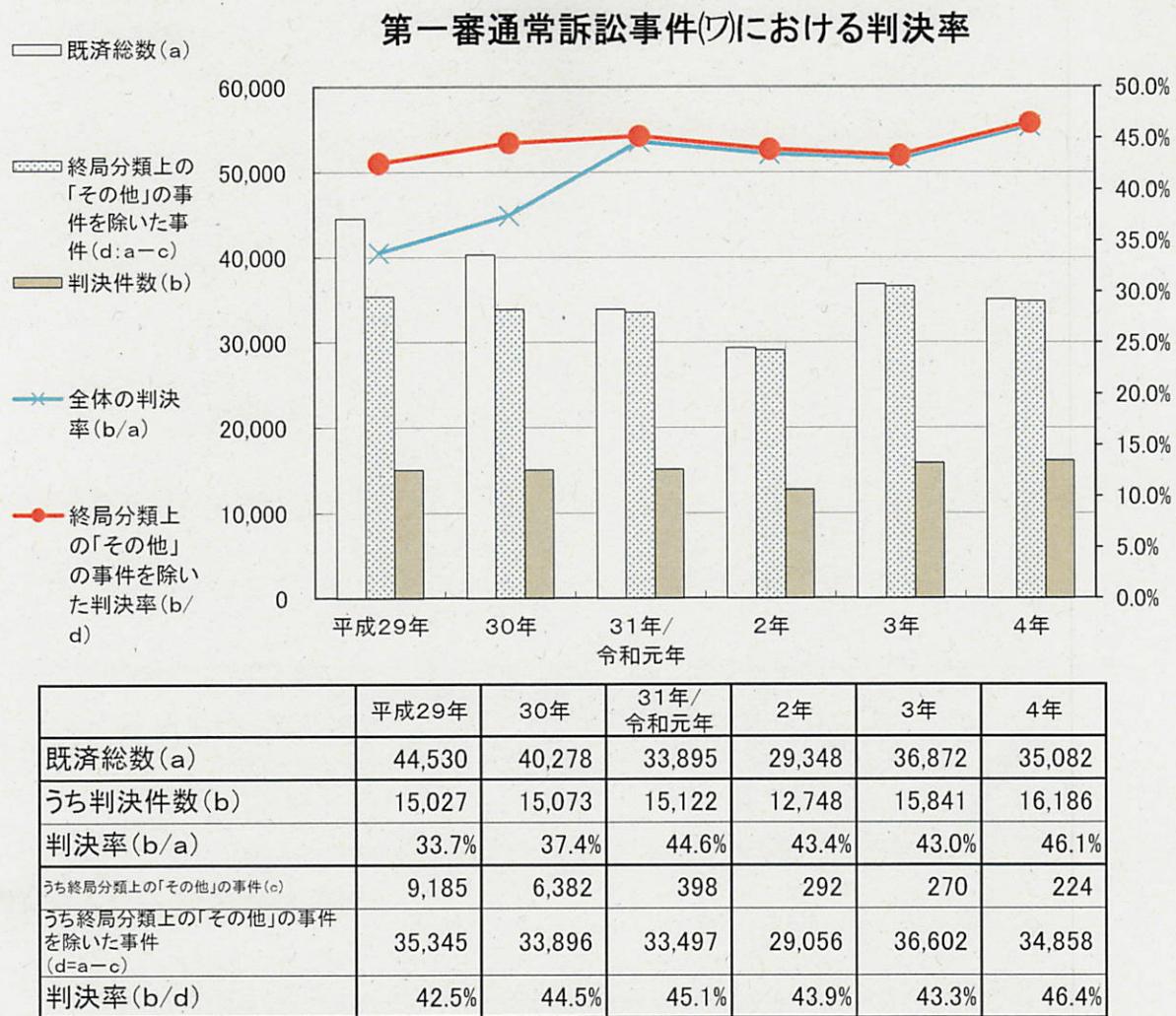
## ◇ 全地裁（民事第一審通常訴訟（全体））



## ◇ 東京地裁本庁（民事第一審通常訴訟（全体））



(注) 本資料中の数値はいずれも概数である。



(注) 本資料中の数値はいずれも概数である。

## 調停の状況

年次 事項	受 理			既 済				未 済
	旧 受	新 受	合 計	成 立	不 成 立	取 下 等	合 計	
H29	277	413	690	209 (57.4%)	58 (15.9%)	97 (26.6%)	364 (100.0%)	326
H30	326	484	810	296 (61.8%)	74 (15.4%)	109 (22.8%)	479 (100.0%)	331
H31/R1	331	514	845	233 (49.8%)	84 (17.9%)	151 (32.3%)	468 (100.0%)	377
R2	377	496	873	157 (36.3%)	45 (10.4%)	230 (53.2%)	432 (100.0%)	441
R3	441	809	1250	376 (45.6%)	112 (13.6%)	336 (40.8%)	824 (100.0%)	426
R4	426	776	1202	495 (60.4%)	71 (8.7%)	253 (30.9%)	819 (100.0%)	383

(注) 1 「取下等」欄の件数は、移送及び調停に代わる決定を含む。  
 2 本資料中の数値は、いずれも概数である。